

給与支払者 各位

大分県臼杵市長 中 野 五 郎

給与支払報告書及び総括表の提出について（お願い）

平素より、市県民税・森林環境税の賦課徴収事務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、事業所または個人事業主の方は、前年中に支払った（支払いの確定した）給与について、退職者で年間給与支払額が 30 万円以下の方を除くすべての従業員等（短期雇用者、アルバイト・パート、専従者、役員等を含む）の給与支払報告書（総括表および個人別明細書）を作成し、従業員等の 1 月 1 日現在（退職者の場合は退職日現在）における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。（地方税法第 317 条の 6）

令和 6 年中（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）に受給した臼杵市在住者がおられる場合は、本冊子の記入例を参考に給与支払報告書を作成のうえ、同封の総括表と合わせてご提出ください。

令和 7 年 1 月 31 日(金)必着

- ◆提出には e L T A X（エルタックス）が大変便利です。
- ◆給与支払報告書を手書きで作成される場合は、税務署配布の 3 枚複写用紙をご利用ください。
3 枚複写用紙が不足する場合は管轄の税務署へご連絡ください。
- ◆給与支払報告書は、1 件につき 1 枚の提出をお願いします。
- ◆令和 6 年中の対象者がいない場合は、総括表も提出不要です。
※事業廃止により令和 7 年以降支払の予定がない等で、今後送付不要の場合は下記までご連絡ください。

◎送付書類

- ・ 給与支払報告書（総括表）
- ・ 本冊子

【特別徴収の適正な実施のお願い】

前年中の給与所得等（ほかの事業主から支払を受けた給与を含む）にかかる市県民税・森林環境税を、毎月の給与から差引き（特別徴収）していただくことが、法令（地方税法第 321 条の 4）により義務付けられております。事業主や従業員等の意思による選択はできません。

摘要欄への普通徴収理由略号（A～E）の入力が無いものについては、特別徴収として取り扱いますので、必ず該当の略号を明示してください。

提出・問合せ先

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市 税務課 市税グループ
TEL 0972-72-1054（ダイヤルイン）

はじめにお読みください

～給与支払報告書の記入について～



白杵市観光PR
キャラクター
「ほっとさん」

作成及び提出の目的について

給与支払報告書は市県民税・森林環境税の課税資料として給与支払者の皆様に作成・提出をお願いします。給与支払報告書の提出は、地方税法第317条の6の規定により給与支払者の義務とされており、給与所得者（従業員）にとって市県民税・森林環境税の申告に代わる重要な書類となります。市県民税・森林環境税の適正な課税のため、退職者で年間給与支払額が30万円以下の従業員も含むすべての従業員について提出のほどお願いします。

①個人番号・法人番号を忘れずに記入してください

総括表の法人番号（個人事業主の場合は事業主の個人番号）
受給者及びその扶養者の個人番号（個人を特定する上で必ず必要です）

②徴収方法について

普通徴収の理由がある場合、給与支払報告書の摘要欄に下記の普通徴収理由（略号A～E）を必ず記載してください。

記載がない場合、普通徴収と記載があっても特別徴収とします。

- 普徴A・・・総受給者数が2人以下の事業所（事業所全体）
- 普徴B・・・他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当者含む）
- 普徴C・・・給与が少額で税額を引けない
- 普徴D・・・給与の支払日が不定期（給与の支払が毎月ではない）
- 普徴E・・・退職者、退職予定者（5月末まで）及び休職者

※事業専従者で、給与不定期により特別徴収ができない場合は「D：給与不定期」に記入してください。
「事業専従者」だけでは普通徴収の理由になりません。

※ e L T A X ・ 電子記録媒体で提出される場合も同様です。

○退職及び乙欄給報は当市では「普通徴収」扱いとなりますので別途新年度において「特別徴収」とする場合は異動届を提出してください。
○12月までに退職され、異動届提出済であっても給与支払報告書において「特別徴収」とされた場合特別徴収となります。退職日を必ず入れて報告をしてください。

③定額減税に関する事項を必ず記入

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を、右ページの記載例を参考に記入してください。

④前職分の給与を含んでいる場合

摘要欄にその金額等（支払額、徴収税額、社会保険料、支払者）を記載してください。
前職分の記載がない場合、二重に計算してしまう可能性があるため、必ず記載してください。

⑤生命保険料および住宅借入金等特別控除

金額の内訳を記載してください。市県民税・森林環境税の控除額の算出ができず、本来適用できる控除額より少なく計算されてしまう場合があります。

⑥給与支払報告書を提出した後に退職した方がいる場合

「給与支払報告（特別徴収）にかかる給与所得者異動届出書」の右上の年度を『両年度』として提出してください。様式は白杵市のホームページからダウンロードできます。

(記載例)

源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円

控除外額 ×××円 (※1)

非控除対象配偶者減税有 (※2)

※1) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」

※2) 合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を
年調減税額の計算に含めた場合記載

個人番号及び法人番号は、
年末調整で記載されたものを
正確に転記してください。

整理番号

※

※区分

住所

令和7年1月1日現在の住所(住民票の有無に
関わらず、実際に生活している住所地)を、
【大字住所・番地】で記載してください。
NG: 通称名(白杵市洲崎〇組)

(受給者番号)

(個人番号)

(受職名)

氏名 (フリガナ)

名

種別

支払金額

給与所得控除後の金額

所得控除の額の合計額

源泉徴収税額

給料・賞与

円

円

円

円

円

(源泉)控除対象配偶者

の有無等

老人

控除の額

円

特

定

人

従

内

老

人

従

人

其

他

人

従

人

16歳未満

扶養親族

の数

人

障

害

者

の数

(本人を除く。)

特

別

人

其

他

人

非

居住者

である

親族

の数

人

社会保険料等の金額

円

生命保険料の控除額

円

地震保険料の控除額

円

住宅借入金等特別控除の額

円

(摘要)

普通徴収E

※令和6年分所得税の定額減税に関する
事項を記載してください。

※普徴理由の略号の記載が無い場合、原則
特別徴収対象者として取り扱います。

前職: 白杵市大字白杵〇〇番地
(株)△△商事 R6.8.15 退職
支払額 2,766,651円
徴収税額 102,383円
社会保険料 433,899円

前職給与を含む場合
必ず内訳を摘要欄に
記載してください。

生命保険料

の金額

円

内訳

新

生命保険料

の金額

円

旧

生命保険料

の金額

円

介護医療保

険料の金額

円

新

個人年金

保険料の金額

円

旧

個人年金

保険料の金額

円

生命保険料控除内訳は
保険料の区分ごとに
支払予定額又は
証明額を記入して
ください

※控除額を記入する
欄ではありません

住宅借入金

等特別控除

の額の内訳

住宅借入金

等特別控除適用数

円

居住開始年月

日(1回目)

年

月

日

住宅借入金

等特別控除区分(1回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

住宅借入金

等特別控除区分(2回目)

円

(源泉・特別)

控除対象

配偶者

氏名

区分

円

配偶者の

合計所得

円

国民年金保

険料等の金額

円

基礎控除の額

円

旧長期損害

保険料の金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

所得金額

円

1

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

2

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

円

氏名

区分

円

個人番号

臼杵市と県内市町村からの重要なお知らせです



臼杵市は市県民税の 特別徴収を徹底して います!!

～まだ特別徴収にしていない
従業員の方はいませんか?～

市県民税を特別徴収（給与から差引き）することは法令により定められています。
大分県内市町村では、平成26年度から特別徴収の適正実施を行っており、普通徴収
認定要件を県下で統一し、特別徴収の徹底を図っています。

特別徴収って何?

市県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である**事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から市県民税を給与から差引きし、**
納税義務者である従業員の方に代わって、**1月1日現在お住まいの市町村ごと**
に納入していただく制度です。

対象となる事業所や従業員は?

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、地方税法第321条の4及び市町村
条例により、従業員の方が1月1日現在お住まいの市町村から、特別徴収義務
者として指定されます。

原則、全ての従業員の方が対象となります。

「納期の特例」について

特別徴収税額の納入回数を年12回（毎月1回）から年2回（11月と5月）に減ら
すことができる「納期の特例」という制度があります。下記の項目をすべて満
たす事業所は申請により「納期の特例」を受けることができます。

- ・給与等の支払いを受ける方が常時10人未満（市内・市外を問わず）
- ・税の滞納がない

「納期の特例」に関する詳細は右記二次元コードより
ご確認ください。



「納期の特例」
ホームページ

特別徴収制度のしくみ



市県民税の特別徴収 Q&A

Q1 従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収はしたくないのですが？

A1 従業員が少ないことや、経理担当がいらないといった事業所側の理由や従業員本人が普通徴収を希望しているなどの理由で特別徴収を行わないことは認められません。市県民税の特別徴収は、従業員の方の1月1日現在お住まいの市町村ごとに納入していただくこととなりますが、所得税のように税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。

Q2 特別徴収のメリットはなんですか？

A2 毎月の給与から差引きされるため、従業員の方がそれぞれ納期ごとに金融機関や市役所等の納付場所へ納税に行く手間が省けるうえ、納め忘れが無くなるので、滞納となって延滞金が発生する心配もなくなります。
また、普通徴収（個人納付）では年4回の支払いですが、特別徴収では年12回に分割して毎月の給与から差し引かれますので、1回あたりの負担が緩和されます。

Q3 市役所から特別徴収決定通知書が届き、特徴ができない従業員がいる場合、どのような手続きをすればよいですか？

A3 毎年5月中旬に特別徴収決定通知書を送付した際に、同封しています「**普通徴収変更理由内訳書**」を提出していただきます。
なお、「普通徴収変更理由内訳書」に該当しない従業員の方の普通徴収への変更はせず、特別徴収とさせていただきます。
※eLTAXにて給与支払報告書を提出される場合は、「**普通徴収**」欄にチェックするとともに、摘要欄に普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを**必ず**入力してください。

お問い合わせ先

白杵市 税務課 市税グループ 0972-72-1054



～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

・退職後、出国時期が1月～5月までの方

現年度分の未徴収税額を、必ず、最終の給与から一括徴収してください。
新年度の個人住民税は、帰国後も課税されるため、納税者は「納税管理人」の届出が必要となります。

納税管理人は出国前に本人から税額を預かっていただくなどし、新年度の個人住民税について6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めていただくことになります。
新年度の個人住民税の概算額を知りたい場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

・退職後、出国時期が6月～12月までの方

現年度分の未徴収税額を可能な限り最後の給与支給で一括徴収していただくようお願いいたします。新年度は、1月1日が賦課期日のため個人住民税は課税されません。



詳細は左記二次元コードから
ご確認ください

【問合せ先】

臼杵市役所税務課 市税グループ
Tel.0972-72-1054



個人事業主の方で 給与支払報告書を紙で提出する場合は **本人確認書類の提出** が必要です！

平成29年度から給与支払報告書総括表にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要となりました。

これに伴い、個人事業主の方については、給与支払報告書提出時にご自身の番号確認・本人確認のため、下記の書類が必要となりますので、ご協力をお願いします。

※「法人」として事業をしている場合については、本人確認書類の提出は不要です。

※給与支払報告書に記載の従業員の個人番号に関する本人確認書類の提出は不要です。

1. 個人事業主「**本人**」が提出する場合

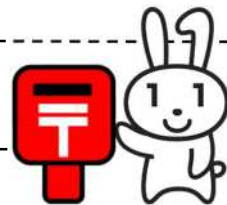


窓口で提出する場合…下記①及び②について確認します。

- ① **番号確認**
「個人番号カード」「通知カード」「個人番号記載の住民票の写し」
- ② **本人確認**
「個人番号カード」「運転免許証」「旅券（パスポート）」
「国民健康保険等の保険証」など

郵送で提出する場合（裏面に必要書類添付）

上記「窓口で提出する場合」に記載の「①及び②のコピー」を、
給与支払報告書と一緒に郵送してください。



2. 個人事業主の「**代理人**」が提出する場合



窓口で提出する場合…下記①～③について確認します。

- ① **個人事業主の番号確認** ※写し可
「個人番号カード（両面）」「通知カード」「個人番号記載の住民票の写し」
- ② **代理人の本人確認**
 - ・代理人が個人の場合
「個人番号カード」「運転免許証」「税理士証票」など
 - ・代理人が法人の場合
「法人確認書類（登記事項証明書等）」及び
「法人との関係を証する書類（社員証等）」
- ③ **代理権の確認**
「委任状（原本）」など

郵送で提出する場合（裏面に必要書類添付）

上記「窓口で提出する場合」に記載の「①及び②のコピー」及び
「③（原本）」を、給与支払報告書と一緒に郵送してください。



本人確認書類 添付書類台紙

のりしろ

①番号確認（個人事業主本人）

「個人番号カード」「通知カード」「個人番号記載の住民票の写し」

のりしろ

②本人確認（個人事業主本人・代理人）

- ・本人が提出する場合
「個人番号カード」「運転免許証」「旅券（パスポート）」「国民健康保険等の保険証」など
- ・代理人が個人の場合
「個人番号カード」「運転免許証」「税理士証票」など
- ・代理人が法人の場合
「法人確認書類（登記事項証明書等）」及び「法人との関係を証する書類（社員証等）」

キ
リ
ト
リ
線

のりしろ

③代理権の確認（代理人が提出する場合）

「委任状（原本）」など